

2025年日本国際博覧会 Resolution of LOCAL JAPAN 展

4都市（岸和田市・貝塚市・東かがわ市・須崎市）出展ブース設計等業務

公募型プロポーザル実施要領



大阪・関西万博自治体参加催事共同出展実行委員会

1. 目的

本実施要領は、2025年日本国際博覧会 Resolution of LOCAL JAPAN 展 4都市（岸和田市・貝塚市・東かがわ市・須崎市）出展ブース設計等業務委託に係る契約の相手方となる候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。本業務の受託を希望する者は、本実施要領に従って応募すること。

2. 業務概要

（1）業務名

2025年日本国際博覧会 Resolution of LOCAL JAPAN 展 4都市（岸和田市・貝塚市・東かがわ市・須崎市）出展ブース設計等業務委託

（2）業務内容

別紙「2025年日本国際博覧会 Resolution of LOCAL JAPAN 展 4都市（岸和田市・貝塚市・東かがわ市・須崎市）出展ブース設計等業務公募型プロポーザル企画提案仕様書」（以下、「企画提案仕様書」という。）による。

（3）業務期間

契約締結日から令和7年8月31日まで

（4）担当部署

〒597-8585 貝塚市畠中1丁目17番1号
大阪・関西万博自治体参加催事共同出展実行委員会事務局
事業者選定担当（貝塚市総合政策部魅力づくり推進課）
電話 072-433-7059 F A X 072-433-7233 メール miryoku@city.kaizuka.lg.jp

3. 価格提案限度額

委託料の上限額は15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

- * 価格提案限度額は、契約時の予定価格ではなく、提案見積金額の上限額であることに留意すること。

4. プロポーザル実施スケジュール

内容	日時
公募開始	令和6年12月23日（月）
質疑書の提出締切	令和7年1月10日（金）17時まで
質疑書の回答日	令和7年1月15日（水）
参加申込書類の提出締切	令和7年1月17日（金）17時まで
参加資格審査・1次選定結果通知日	令和7年1月22日（水）
企画提案書等の提出締切	令和7年1月31日（金）17時まで
プレゼンテーション日	令和7年2月5日（水）
選定結果通知日	令和7年2月7日（金）

5. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各項各号の規定に該当しない者であること。
- （2） 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48条）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- （3） 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- （4） 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りではない。
- （5） 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合については、この限りでない。
- （6） 貝塚市暴力団排除条例（平成24年条例第23号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当しないものであること。
- （7） 貝塚市入札参加停止要綱（平成25年12月2日施行）に該当する事実がないこと。
- （8） 直近1カ年において、本店所在地の市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- （9） 過去5年以内に同種のブース設計・施工及び装飾業務について、官公庁と委託契約を締結し、履行した実績を有すること。

6. 参加申し込み

「5. 参加資格」を満たし、本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、企画提案仕様書及び貝塚市契約規則（平成 19 年規則第 9 号）等を理解した上で、下記の必要書類をすべて揃えて提出すること。

（1）提出書類

- ① 参加申込書 （様式第 1 号）
- ② 法人概要報告書 （様式第 2 号）
- ③ 業務実績報告書 （様式第 3 号）
過去 5 年以内に同種のブース設計・施工及び装飾業務について、官公庁と委託契約を締結し、完了した実績
- ④ 登記簿謄本 * 交付から 3 ヶ月以内のもの（複写可）
- ⑤ ㊦「法人税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その 3 の 3）
①直近 1 カ年分の本店所在地の市町村税並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書
* 交付から 3 ヶ月以内のもの（複写可）
- ⑥ 印鑑証明書 * 複写可
- ⑦ 使用印鑑届 （様式第 4 号）
- ⑧ 誓約書① （様式第 5 - 1 号）
- ⑨ 誓約書② （様式第 5 - 2 号）

（2）提出部数

各 1 部

（3）提出期限

令和 7 年 1 月 17 日（金）17 時まで

（4）様式等の配布期間及び配布場所

令和 6 年 12 月 23 日（月）から貝塚市ホームページ内よりダウンロード。

URL : <https://www.city.kaizuka.lg.jp/expo2025/kubicho/proposal.html>

（5）提出場所

「2. 業務概要（4）担当部署」に同じ。

なお、受付時間は、平日の 9 時～17 時（12 時～12 時 45 分を除く。）とする。

（6）提出方法

持参又は郵送による提出とする。郵送の場合は、必ず「特定記録」とし、上記期限までに必着とする。

（7）参加資格審査及び参加承認結果の通知

参加申込書類を期限までに提出した者について、「5. 参加資格」を満たしているか審査を行い、本プロポーザルへの参加承認の可否を、令和 7 年 1 月 22 日（水）までに参加申込書（様式第 1 号）に記載された担当者 E-mail アドレスに電子メールにて通知する。

7. 質疑書の提出及び回答

本プロポーザルに関して、質疑事項がある場合は以下のとおり質疑を行うこと。口頭、電話での質疑には回答しない。

（1）提出書類及び提出期限

- ① 質疑書（様式第6号）
- ② 令和7年1月10日（金）17時まで（必着）

（2）様式等の配布期間及び配布場所

「6. 参加申し込み（4）様式等の配布期間及び配布場所」に同じ。

（3）提出場所及び提出方法

- ① 「2. 業務概要（4）担当部署」に同じ。
- ② 電子メールまたはFAX（受信確認の電話を行うこと。）

（4）質疑への回答

質疑への回答は貝塚市ホームページに掲載し、個別には回答しない。

URL：<https://www.city.kaizuka.lg.jp/expo2025/kubicho/proposal.html>

8. 企画提案書等の提出

参加承認を受けた参加事業者は、本実施要領、企画提案仕様書及び貝塚市契約規則（平成19年規則第9号）等を理解した上で、適切に提案すること。

なお、提案に当たっては、以下のとおり書類を提出すること。

（1）提出書類及び提出部数

- | | | |
|-----------|---------|---------------------|
| ① 企画提案応募書 | （様式第7号） | 1部 |
| ② 企画提案書 | 正本 | 1部 |
| | 副本 | 紙で4部、電子ファイル（PDF）で1部 |
| ③ 価格提案書 | （様式第8号） | 1部 |
| ④ 価格提案書明細 | | 1部 |

（2）提出期限

令和7年1月31日（金）17時まで

（3）様式等の配付期間及び配布場所

「6. 参加申し込み（4）様式等の配布期間及び配布場所」に同じ。

（4）提出場所及び提出方法

- ① 「2. 業務概要（4）担当部署」に同じ。
- ② 「6. 参加申し込み（6）提出方法」に同じ。

電子ファイルは、「2. 業務概要（4）担当部署」に記載のメールアドレス宛に、メールにて提出すること。

（５）提出書類の取り扱い

- ① 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。
- ② 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ③ 提出後に提案書等の差し替え、追加、削除、修正及び加筆はできない。また、提出された書類は返却しない。
- ④ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- ⑤ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

（６）企画提案書の作成方法

- ① 提案書は、A4版（カラー・白黒、縦・横は問わない、文字サイズ11pt以上）両面印刷で、30ページ以内を標準とする。（A3版については、片面1枚につき2ページに換算）
- ② ページ上限数に表紙及び裏表紙は含まない。
- ③ 提案書にはページ番号を記載すること。
- ④ 提案書（副本）は、審査・選定に使用するため、企業名や企業名が判別できるロゴ等は記載しないこと。提案書（正本）には企業名や企業名が判別できるロゴ等を記載すること。
- ⑤ 提案書は、ファイル綴じ、冊子（ホッチキス止め可）等にまとめること。
- ⑥ 以下の事項を企画提案書に記載すること。

	提案項目	記載事項
(1)	企業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業概要、業務実績
(2)	業務実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託業務全体の実施スケジュール、
(3)	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織図 ・ 業務責任者、業務担当者 ・ スタッフの専門性
(4)	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 催事内容の企画 ・ ブースのレイアウト（備品配置等を含む平面計画、パース、隣接ブースの動線） ・ ブース装飾品または4都市共通展示物などの企画、デザイン、設計についての提案 ・ 各市のコンテンツにおける磨き上げや会場での効果的なプロモーション方法についての提案 ・ 人員の配置に係るリスト ・ 必要な機器（映像・音響機器等）のリスト ・ その他提案

（７）企画提案書作成にかかる情報提供について

企画提案書の作成にあたっては、以下の資料を参照すること。なお、【守秘義務対象開示資料】のデータ提供を希望する場合は、守秘義務対象開示資料提供申込書（様式第10-1号）及び守秘義務の遵守に関する誓約書（様式第10-2号）に必要事項を記入し、提出すること。また、守秘義務対象開示資料の提供申込は、参加資格審査・1次選定結果通知日以降に受付し、2次選定候補者にのみ開示するものとする。

資料1	EXPO メッセ「WASSE」利用ガイド	【守秘義務対象開示資料】
資料2	EXPO メッセ利用ガイド 質問・回答集	【守秘義務対象開示資料】
資料3	Resolution of LOCAL JAPAN 展 出展手引き	【守秘義務対象開示資料】
資料4	持続可能性に配慮した調達コード	
資料5	多言語対応ガイドライン	
資料6	ユニバーサルサービスガイドライン	
資料7	自治体基礎情報	
資料8	両隣ブースに関する資料	

【提出場所及び提出方法】

- ① 「2. 業務概要（4）担当部署」に同じ。
- ② 「6. 参加申し込み（6）提出方法」に同じ。

電子ファイルは、「2. 業務概要（4）担当部署」に記載のメールアドレス宛に、メールにて提出すること。なお、受付期間は、参加資格審査・1次選定結果通知日から令和7年1月27日（月）17時までとします。

（8）価格提案書及び価格提案書明細作成にあたっての注意事項

- ① 提案価格は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とすること。
- ② 消費税及び地方消費税として、見積金額の100分の10に相当する額を加算した額を価格提案書（様式第7号）に記載すること（二重に消費税及び地方消費税を加算しないよう注意すること。）。
- ③ 価格提案書明細は様式なし。提案価格について項目ごとに金額を記載した内訳明細を作成すること。

9. 評価方法等

（1）選定委員会

受託候補者の選定を行うため、大阪・関西万博自治体参加催事共同出展実行委員会の部会員で構成する「2025年日本国際博覧会 Resolution of LOCAL JAPAN 展4都市（岸和田市・貝塚市・東かがわ市・須崎市）出展ブース設計等業務事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

（2）選定方法及び評価方法

- ① 本プロポーザルは、別紙「2025年日本国際博覧会 Resolution of LOCAL JAPAN 展4都市（岸和田市・貝塚市・東かがわ市・須崎市）出展ブース設計等業務委託 評価基準」（以下「評価基準」という。）に沿って、事務局において、業務理解・業務執行体制面による1次選定（以下「1次選定」という。）と、具体的な業務内容面（プレゼンテーションを含む。）及び経費に基づいた選定（以下「2次選定」という。）の2段階で実施する。

② 1次審査について

事務局において、業務理解・業務執行体制面について評価基準に基づき評価を行い、評価点の合計が12点（評価点上限の合計点の60%。以下「1次選定基準点」という。）以上の上位3者を2次選定候補者とする。

ただし、評価点の合計が同点であることにより、4者を超える場合はこの限りでない。

なお、選定結果については、参加申込者に文書にて通知するものとし、電話等による問合せには応じない。

※参加申込者が3者以下の場合であっても、評価の結果において1次選定基準点以上のとき、当該参加申込者を2次選定候補者とする。ただし、参加申込者全員が1次選定基準点未満の場合、又は参加申込者が無い場合は該当なしとする。

- ③ 選定委員会において、評価基準に基づき評価を行い、選定委員会構成員の評価点の合計平均が36点（評価点上限の合計点の60%。以下「2次選定基準点」という。）以上の者のうち、1次選定評価点と2次選定評価の合計（最高100点）が最高得点者を受託候補者とする。ただし、最高得点者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を受託候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、くじ引き等の抽選により決定する。
- ④ 2次選定候補者が1者のみの場合であっても、選定委員会（プレゼンテーション）は開催し、評価結果において2次選定基準点以上のときは、当該2次選定候補者を受託候補者とする。ただし、2次選定候補者全員が2次選定基準点未満の場合、又は2次選定候補者が無い場合は該当なしとする。

（3）企画提案のプレゼンテーション

- ① 開催日時及び開催場所
実施日：令和7年2月5日（水）
場 所：大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号 貝塚市役所庁舎内
時 刻：各企画提案者に後日通知する。
- ② 企画提案の所要時間（予定）

プレゼンテーション	30分以内
選定委員会委員からの質疑	15分程度
- ③ 注意事項
 - ㊦ 各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知するものとする。
 - ㊧ プレゼンテーションでは、提出された企画提案書を用いて説明を行うこと。企画提案書以外の資料等を用いた説明は不可とする。
 - ㊨ 出席者は3名以内とし、本業務に直接携わる担当者が説明すること。
 - ㊩ プレゼンテーションでは、プロジェクターを使用し、企画提案書をスクリーンに投影して説明を行うことができることとする。ただし、事務局で用意する機材は次のとおりとする。
なお、プロジェクターの使用を希望する場合は、各提案者においてHDMI接続可能なパソコンを用意・持参すること。
 - ・ プロジェクター（HDMIケーブル接続）
 - ・ スクリーン
 - ・ 延長電源ケーブル
 - ・ HDMIケーブル（プロジェクター接続用）
 - ・ ハンドマイク2本
 - ㊪ プレゼンテーション時の資料は全て社名等を秘匿したものを使用し、提案事業者は、名札やバッチ等自社の社名を特定できるようなものを身に付けず、自社の社名等を発言しないこと。

（4）選定結果通知

受託候補者選定後、令和7年2月7日（金）に、「選定結果通知書」を電子メールにて参加事業者へ通知するとともに、貝塚市ホームページで公表する。

なお、公表する内容は以下のとおりとし、電話等による問合せには応じないものとする。

- ① 受託候補者の名称、評価点
- ② 受託候補者以外の参加事業者の評価点（得点順）
 - * 候補者以外の参加者の名称は秘匿する。
 - * 参加事業者が1者の場合は、評価点を公表しない。

10. プロポーザル参加に際しての注意事項

（1）失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効とする。

- ① 選定委員会委員に対して、直接又は間接を問わず故意に接触を求めた場合。
- ② 他のプロポーザル参加事業者と企画提案内容又は参加の意思について相談を行った場合。
- ③ 選定委員会終了までの間に、他のプロポーザル参加事業者に対して企画提案内容を意図的に開示した場合。
- ④ 企画提案書等に虚偽の記載を行った場合。
- ⑤ 選定委員会終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合。
- ⑥ 提案見積金額が委託料の上限を超えた場合。
- ⑦ その他選定委員会における選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

（2）複数提案の禁止

プロポーザル参加事業者は、複数の企画提案書等の提出は不可とする。

（3）費用負担

企画提案書の作成、提出等のプロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。なお、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認められるときは、停止、中止又は取消しすることがある。この場合において、参加者は本プロポーザルに要した費用を大阪・関西万博自治体参加催事共同出展実行委員会に請求することはできないものとする。

（4）その他

- ① プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、設定された期限までに企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとみなす。
- ② 参加事業者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- ③ 企画提案書の提出後に本プロポーザルの応募を取り下げ場合は、令和7年2月4日（火）17時までに、辞退届（様式第9号）を提出すること。提出方法は、「6. 参加申し込み（6）提出方法」に同じ。
- ④ 参加事業者は本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

11. 契約の締結

- （1） 受託候補者が、契約締結前に貝塚市暴力団排除条例（平成24年条例第23号）又は貝塚市入札参加停止要綱（平成25年12月2日施行）に該当する事実が発覚した場合は契約を締結しない。
- （2） 受託候補者と市が協議し、委託内容、経費等について、再度調整を行った上で協議が整った場合に委託契約を締結する。なお、受託候補者と市との協議により必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、提案された内容及び見積額が変更（受託候補者の見積額を超えることはない。）となる場合がある。

- (3) 契約書には提出された企画提案書を添付し、提案内容の履行を担保する。
- (4) 契約保証金について、契約の際には、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、貝塚市契約規則第24条のいずれかに該当する場合は免除するものとする。
- (5) 受託候補者と市の間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合は、選定結果において評価の合計点が次に高い提案者（2次選定基準点未満の者を除く。）と協議を行うものとする。

12. その他留意事項

- (1) 受委託者または委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについてはこの限りではない。
- (2) 受託事業者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、委託者の了承を得なければならない。参加申し込み時点で再委託をすることが明らかな場合、再委託先と業務内容を企画提案書に明記すること。また受託者は、再委託先の行為について全責任を負うこと。
- (3) 受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年大阪府条例第60号）、貝塚市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第26号）に基づき、その取扱いに十分留意するとともに、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 本プロポーザルの実施、手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨（円）とする。